平成２２年（フ）第１９６８号
釧路市芦野３丁目34番121号
債務者　田野美紀恵
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９８１号
札幌市西区発寒８条９丁目１番36号
債務者　富樫　麻里
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９８９号
札幌市厚別区大谷地西６丁目２番21号　リラハイツ104
債務者　港谷　昌美（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９９７号
札幌市中央区南７条西２丁目１番地３　リバーサイドマンション305号
債務者　宮嶋　和人
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０１６号
札幌市白石区南郷通20丁目北２番22―311号
債務者　矢野　幸信
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０２８号
札幌市北区北７条西６丁目２番地８　札幌中央パーク307号
債務者　浅原　公太
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０２９号
札幌市白石区菊水３条４丁目１番22―410号
債務者　三浦　隆博
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０５２号
札幌市白石区栄通20丁目10番７号　ルミエール20―102号
債務者　小林　崇仁
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０５６号
札幌市白石区菊水元町６条４丁目４番１号
債務者　田宮　邦彦
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０７２号
札幌市東区北39条東１丁目１番８号　パレス38―203号
債務者　澁谷　悠輔
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０８５号
札幌市清田区里塚３条３丁目13番５号
債務者　柏原　留美（旧姓三潟）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０９４号
札幌市中央区南８条西９丁目757番地38　香真ハイツ８号
債務者　遠藤　洋子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０９５号
札幌市東区北９条東３丁目１番７―303号
債務者　石丸絵理子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１５１号
札幌市豊平区中の島１条６丁目４番19号　夕鶴マンションH号
債務者　川瀬紀代美
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８号
福島県耶麻郡猪苗代町大字磐里字八千代53番地１、前住所東京都江戸川区船堀６丁目９番７―103号　船越パークファミリア
債務者　石澤　秀治
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
群馬県高崎市新保町1444番地
債務者　箱田みね子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２６３号
埼玉県本庄市児玉町塩谷330番地１
債務者　三嶋　孝之
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２９１号
新潟市秋葉区矢代田3840番地５
債務者　田中　　隆
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
新潟地方裁判所民事部